

特定個人情報保護委員会（第57回）議事概要

- 1 日時：平成27年9月8日（火）11:00～12:00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」について
事務局から、資料に基づき説明があった。
手塚委員から、「サイバーセキュリティ戦略の考え方等が反映されていて良いと思う」という旨の発言があった。
告示案について、原案のとおりパブリックコメントに付すことが了承された。
 - (2) 議題2：特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
事務局から、資料に基づき説明があった。
嶋田委員から、「本件の位置付けはどのようなものなのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「ガイドライン第3-6で『別に定める』としているものを、告示等で定めるものである」という旨の発言があった。
阿部委員から、「詳細まで対応した案になっていて良い、今後もしできるだけ迅速に対応してほしい」という旨の発言があった。
加藤委員から、『事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について』に関するQ&Aとして定めたものは、どの程度の拘束力を持つものなのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「Q&Aの位置付けはガイドラインや告示の解説であり、その表記にもよるが、ガイドライン及び告示の解釈を示す部分は拘束力を持つ場合もある」という旨の発言があった。
堀部委員長から、「委員会への報告について、この告示では『重大事案』と表記しているが、他方で番号法の改正では『重大な事態』と規定されており、その関係については今後整理していきたい」という旨の発言があった。
阿部委員から、「事業者に応じて判断しやすいようにフローチャートを掲載した方が良い」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「パブリックコメントの際に作成した参考資料を掲載する」という旨の発言があ

った。

原案のとおり決定され、告示に係る公布手続等を進めることとなった。

(3) 議題3：その他について

阿部委員の海外渡航について報告があった。

以上